# 答 申

# 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、令和6年2月13日付けで行った、「行方不明者届受理票(令和6年1月18日 〇〇〇〇警察署受理番号第〇〇号)」ほか1件(以下「本件対象保有個人情報」という。)の部分開示決定は、妥当である。

## 2 審査請求等の経緯

#### (1) 処分の経緯

- ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法律」という。)第76条第1項の規定に基づき、令和6年1月19日付けで実施機関に対し、「○○○○警察署において、私が令和6年1月18日に申請した行方不明者届に関する私の情報」について開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- イ 実施機関は、法律第83条第2項の規定に基づき、令和6年2月2日付けで本件 開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。
- ウ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、令和6年2月13日付けで本件開示請求について、文情第〇〇〇〇号により本件対象保有個人情報の部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

### (2) 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、実施機関の 上級行政庁である埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、令和6年3月 25日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求(以下「本件審査請求」という。) を行った。

### (3) 審査の経緯

当審査会は、本件審査請求について、令和6年7月26日付けで、諮問庁から法律 第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及 び反論書の写しを受領した。

# 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

### (1)審査請求の趣旨

本件処分を取消し、警察職員の氏名(警部及び警部相当職以上の職員を除く。以下「警察職員の氏名」という。)並びに他の公共機関との連携に支障を及ぼすおそれのある情報(以下「他機関連携支障情報」という。)及び開示請求者以外の個人に関する情報として不開示とされた箇所に存在する行方不明者の氏名については、開示すべきである。

#### (2) 審査請求の理由

### ア 審査請求書

### (ア) 警察職員の氏名について

警察職員の氏名は、審査請求人が行方不明者届を出した際の担当者名であり、 法律第78条第1項第2号ただし書イに該当する情報であるため、法律第79条 第1項に基づき開示すべきである。

# (イ) 他機関連携支障情報及び開示請求者以外の個人に関する情報について

他機関連携支障情報及び開示請求者以外の個人に関する情報として不開示とされた箇所には、行方不明者の氏名が存在する。行方不明者の氏名は、法律第78条第1項第2号ただし書イに該当する情報であるため、法律第79条第1項に基づき開示すべきである。

#### イ 反論書

### (ア) 警察職員の氏名について

弁明書によれば、実施機関は警察職員の氏名を不開示とする理由を「慣行として開示請求者が知ることができる情報とは言えない。」と主張している。

しかし、一般的に、行政手続等において、担当者が自身の名字を請求者である市民等に名乗ることは、社会生活を営むうえの常識であって、手続きに関する問い合わせ先を提示するためにも必須である。警察であってもこのような対応は同様に行われており、実際に審査請求人が行方不明者届を〇〇〇〇警察署に提出した際、同署の生活安全課職員は、審査請求人が尋ねる前に、自身の名字を自ら審査請求人に名乗ったのである。

また、以前に審査請求人が告訴の相談に〇〇〇〇警察署と〇〇〇〇警察署を訪れた際にも対応した警察職員は、今回と同様に審査請求人が尋ねる前に、自身の名字を自ら審査請求人に名乗っている。すなわち、審査請求人に限らず、警察署に相談や届出をした市民は、特に要望せずとも対応した警察職員の名字を知ることができるのである。「警察職員の氏名を公にした場合、警察職員が活動対象としている人物等から、職員本人、又はその家族への脅迫、あるいは懐柔を容易にさせることとなり、そのような事案が発生した場合には、警察の任務である公共の安全と秩序の維持に支障をきたすのは明白である。」との主張は、あくまでも事案が発生した場合に限られており、その発生確率は極めて低いと言わざるを得ず、警察職員の名字は開示すべきである。

逆に、警部以上の階級である警察職員は氏名が公開されており、警部以上の階級である警察職員に当該事案が発生した場合でも公共の安全と秩序の維持に支障をきたさないとは矛盾以外のなにものでもない。このような主張は荒唐無稽かつ審査請求人への誹謗そのものであり、警察といえども到底許されるものではない。なお、警察における対応の際、「職員本人、又はその家族への脅迫、あるいは懐柔を容易にさせる。」などの理由で、警察職員が名字を名乗ることを拒否する、又は名乗ることを渋るというような状況を経験したことはない。万が一、そのようなおそれがあれば、安全のため相談等に応じた警察職員は一切名乗ることを禁止すべきである。

#### (イ) 他機関連携支障情報として不開示とされた箇所について

警察に届け出た行方不明者は、審査請求人の子である。警察には対象者の行方について「〇〇〇児童相談所が関係している。」と伝えており、〇〇〇児童相談所については審査請求人が自ら伝えた情報である。よって、当該不開示箇所には、行方不明者である審査請求人の子と関係する〇〇〇児童相談所が記載されていることは明らかである。

弁明によれば、「信頼関係が崩れる。」との主張であるが、審査請求人から提供された関連情報に沿って、警察が○○○児童相談所から審査請求人の子の情報提供を受けたことは容易に想定され、いずれも審査請求人が知っており、自らが提供した情報なのである。すなわち、警察と○○○児童相談所との信頼関係が崩れ

ることなどなく、今後の警察活動にも全く影響を及ぼすおそれもないため、○○ ○児童相談所と記載された箇所は開示すべきである。

(ウ) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示とされた箇所について

警察に届け出た行方不明者は、審査請求人の子である。よって、当該不開示箇所には、警察が〇〇〇児童相談所から提供された行方不明者である審査請求人の子に連絡し、安否確認や審査請求人への連絡の意思確認などの対応が記載されていることは明らかである。審査請求人の子の氏名は、慣行として審査請求人が知ることができる情報であるため、対象箇所については開示すべきである。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

## (1) 警察職員の氏名について

警察職員の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人に関する情報は、法律第78条第1項第2号において不開示情報として規定されており、同号ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとされている。

同号ただし書イについて、警察職員の氏名は、埼玉県職員録においても、新聞の人 事異動情報等においても公表されていない。よって、当該情報は、慣行として開示請 求者が知ることができる情報とはいえず、知ることが予定されている情報ともいえな いため、同号ただし書イに該当しない。

同号ただし書口について、警察職員の氏名を不開示にすることにより、人の生命、 健康等に被害が発生し、又は将来、人の生命、財産等が侵害される蓋然性が高いとす る特段の事情はないため、同号ただし書口に該当しない。

同号ただし書いについて、警察職員の氏名は、公務員の職及び当該職務遂行の内容 に係る部分ではないため、同号ただし書いに該当しない。

また、警察職員の氏名を公にした場合、警察職員が活動対象としている人物等から、職員本人、又はその家族への脅迫、あるいは懐柔を容易にさせることとなり、そのような事案が発生した場合には、警察の任務である公共の安全と秩序の維持に支障をきたすのは明白であるため、当該情報は、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそ

れがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当する。

以上のことから、警察職員の氏名は、法律第78条第1項第2号及び第5号に該当する情報として不開示としたものである。

### (2) 他機関連携支障情報について

他機関連携支障情報は、他の公共機関の職員から警察に対し提供された情報であって、当事者である審査請求人に開示することとなれば、他の公共機関と警察との信頼関係が崩れ、他の公共機関から協力が得られにくくなるなど、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。よって、法律第78条第1項第7号柱書きに該当する情報として不開示としたものである。

# (3) 開示請求者以外の個人に関する情報について

本件対象保有個人情報は複数の当事者が関与する記録であるため、開示請求者以外 の当事者に関する情報が含まれており、当該情報は、開示請求者以外の個人に関する 情報であって、法律第78条第1項第2号において不開示情報として規定されている。

### (4) 法律第78条第1項第2号ただし書イについて

法律第78条第1項第2号ただし書イについては、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしているが、当該情報は、「法令の規定」により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではなく、また、当該情報が「慣行」として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報が含まれていたとしても、それが個別的な状況にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、不開示にすることにより、人の生命、健康等に被害が発生する、もしくは将来、人の生命、財産等が侵害される蓋然性が高いとする特段の事情はなく、さらに、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分でもないため、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないことから、法第78条第1項第2号に該当する情報として不開示としたものである。

#### 5 審査会の判断

### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が審査請求人の子を行方不明者として〇〇〇〇警察署に届け出た際、〇〇〇〇警察署が作成した行方不明者届受理票(令和6年1月18日〇〇〇〇警察署受理番号第〇〇号。以下「本件対象文書1」という。)及び当該届出に係る〇〇〇〇警察署の対応結果を記載した調査報告書(令和6年1月18日。以下「本件対象文書2」という。)である。

審査請求人は、本件処分により不開示とされた警察職員の氏名並びに他機関連携支障情報及び開示請求者以外の個人に関する情報に係る箇所に記載されていると主張している審査請求人の子の氏名及び〇〇〇児童相談所について、開示を求めている。そのため、当審査会では、本件処分の妥当性について以下検討する。

#### (2) 警察職員の氏名について

法律第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

当審査会において、本件対象文書1を見分したところ、当該不開示情報には、警察職員の氏名が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法律第78条第1項第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書の開示すべき情報に該当するか否かについて検討する。

同号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、 又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしている。 このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」 とは、実施機関が警察職員の氏名を公表する慣行がある場合や公にする意思をもって あるいは公にされることを前提に作成した資料に警察職員の氏名を掲載している場合 が該当し、その他、開示請求者が警察職員の氏名を知ることができた事例があったと しても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当らない。

実施機関は、埼玉県職員録及び新聞の人事異動情報等において、警察職員の氏名を公表していないことから、警察職員の氏名は、実施機関に公表する慣行がある場合や実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に作成した資料に掲載している場合に該当しない。また、審査請求人が〇〇〇〇警察署又は〇〇〇〇警察署に来署した際、当該警察署において、対応した警察職員が自身の名字を審査請求人に名乗ったことにより、審査請求人が当該警察職員の名字を知ることができたことは個別的な事例に該当する。

したがって、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいえず、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イに該当しない。また、ただし書ロ又はハに該当する事情も認められない。

なお、当該不開示情報については、上記のとおり法律第78条第1項第2号に該当することから、実施機関が主張する法律第78条第1項第5号該当性については判断するまでもない。

### (3) 他機関連携支障情報について

法律第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからトまでを掲げている。

当審査会において、本件対象文書2を見分したところ、本件処分において不開示と された2行目から5行目までに記載された情報は、警察が審査請求人の子の安全を確 認するため、連絡を取った他の公共機関(以下「当該他公共機関」という。)名称及び 当該他公共機関職員から聴取した情報である。

なお、審査請求人は、○○○児童相談所という情報について、審査請求人自身が警察に提供した情報であるため、警察が○○○児童相談所から審査請求人の子に係る情報提供を受けたことは容易に想定され、当該不開示情報に○○○児童相談所が記載されていることは明らかであるとし、○○○児童相談所を開示することによって、○○○児童相談所と警察との信頼関係が崩れることはない旨を主張している。

本件のように、警察が、親にさえ、その子である行方不明者の安全を確認した旨し

か伝えることができない事案もあることを考えれば、警察による行方不明者の情報収集先及び当該情報収集先から得た情報(以下「情報収集先等の情報」という。)の取扱いは慎重を期さなければならないものであり、それは警察に限らず、他の公共機関においても同様である。そのため、情報収集先等の情報を開示することによって、当該他公共機関に限らず、今後、本件に係わりのない他の公共機関との信頼関係が崩れる又は信頼関係を築くことができず、情報提供を受けることや率直な意見交換をすることが困難になるなど、他の公共機関からの協力が得られにくくなり、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該不開示情報は、法律第78条第1項第7号柱書きに該当する。

### (4) 開示請求者以外の個人に関する情報について

当審査会において、本件対象文書2を見分したところ、当該不開示情報には、審査請求人の子の氏名については記載されていないが、審査請求人の子に係る情報が記載されている。審査請求人の子に係る情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法律第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情も認められない。

### (5) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### (6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### (答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

#### 審査会の経過

年 月 日	内 容
令和6年 7月26日	諮問(諮問第186号)を受け、弁明書及び反論書の写し
	を受理
令和6年 8月27日	審議

令和6年 9月20日	審議
令和6年10月24日	答申